

★未婚の母子の支給要件が変わりました。

今までは、非嫡出子（未婚の母の子）が父に認知されると手当が支給されませんでした。認知の有無にかかわらず手当が支給されます。

受給資格者

手当を受けることができる方は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している母親、または代わりにその児童を養育している方です。

児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます。また、外国籍の方は外国人登録し、一定の在留資格がある方に限ります。

- ①父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
  - ②父が死亡した児童
  - ③父が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
  - ④父の生死が明らかでない児童
  - ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑦未婚の子
  - ⑧捨て子などで、生まれたときの事情が不明である児童
- 上記に該当しても次のような場合は、手当は支給されません。

- ①児童が
  - イ、日本国内に住所がないとき
  - ロ、父または母の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることができるとき
  - ハ、父（重度の障害）に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっていないとき
- 二、児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき
- ホ、母の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（父が重度障害者の場合を除く）
- ②母または養育者が
  - イ、日本国内に住所がないとき
  - ロ、公的年金を受けることができるとき（老齢福祉年金を除く）
  - ハ、昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当した後5年を経過しても手当の請求をしなかったとき（請求権の時効）

手当を受けるための手続き

保健福祉課で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。

- 審査の後、知事から認定についての通知が届きます。
  - ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は在留資格の明記された登録済証明書）
  - ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
  - ③その他必要書類
- ※印鑑を必ず持参してください。

手当の支払い

知事の認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から手当が支給されます。4月・8月・12月の年3回、支払月の前月までの分（例えば12～3月分が4月期に）が、受給者の指定した金融機関の口座へ振込まれます。

振込の日は、毎月11日ですが、11日が土・日や祝日にあたる場合は、順次繰り上がって支払いになります。

手当の基準額

児童扶養手当の基準額は、下表のとおりです。

手当の基準額

	全額支給の場合	一部支給の場合
児童が1人のとき	42,130円	28,190円
児童が2人のとき	47,130円	33,190円
児童が3人以上	1人につき3,000円加算	1人につき3,000円加算



◎特別児童扶養手当

★所得制限限度額が次のページの表のとおり変わりました。

手当を受ける方、または手当を受ける方と生計を同一にする方（配偶者等）の前年の所得が限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。

受給資格者

手当を受けることができる方は、身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童（20歳未満）を監護している父若しくは母、または代わりにその児童を養育している方（養育者）です。

父母が共に児童を監護している場合は、主として生計を維持している方に支給されます。

特別児童扶養手当とは、家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。

次のような場合は、手当が支給されません。

- ①児童が
  - イ、日本国内に住所がないとき
  - ロ、障害を支給事由とする年金を受給できるとき
  - ハ、「障害等級表」に該当する障害を有しなくなったとき
  - ニ、児童福祉施設や心身障害者援護施設に入所したとき
- ②父母または養育者（受給者）が
  - イ、日本国内に住所がないとき